

奈良市市有建築物等定期点検業務

入札説明書

令和 8 年 8 月 27 日公告

公益財団法人 奈良市生涯学習財団

目 次

1. 公告日
2. 競争入札に付する業務の内容
3. 適用する法令等
4. 競争入札に参加する者に必要な資格
5. 入札参加申請
6. 入開札の日時及び場所
7. 入札方法
8. 契約の不締結
9. 契約の解除
10. 入札保証金及び契約保証金
11. 提出書類
12. 検査
13. 支払い方法
14. 注意事項
15. その他

奈良市市有建築物等定期点検業務委託（奈良市立公民館 24 施設）
入札説明書

公益財団法人奈良市生涯学習財団

奈良市市有建築物等定期点検業務委託（奈良市立公民館 24 施設）に係る一般競争入札については、奈良市生涯学習財団契約規程及び関係法令に定めるもののほか、本入札説明書によるものとし、入札を希望する企業および団体（以下「事業者」という。）は、熟読の上入札すること。

1 公告日 令和 8 年 8 月 27 日（木）

2 競争入札に付する業務の内容

（1）入札物件

奈良市市有建築物等定期点検業務委託（奈良市立公民館 24 施設）

（2）入札物件の概要

奈良市立公民館における建築基準法第 12 条第 2 項、第 4 項に基づく定期点検業務一式

（3）契約期間

契約の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（4）履行場所

奈良市杉ヶ町 23 番地 奈良市生涯学習センター 他 23 施設

（5）その他については、別紙仕様書のとおりとする。

3 適用する法令等

本業務を遂行するにあたり、「奈良市市有建築物等定期点検業務委託共通仕様書」及び「奈良市市有建築物等定期点検業務特記仕様書」「委託契約書」によるほか、次の法令等及び諸規則等に基づいて行うものとする。

（1）奈良市生涯学習財団契約規程

（2）奈良市生涯学習財団個人情報保護要綱

（3）その他関係する法令及び規定等

4 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札の参加資格を有する者は、次の項目のすべてに該当していなければならない。

（1）令和 8 年度奈良市建設工事等入札参加資格を有していること。

（2）令和 5 年度以降（過去 3 年間）において、奈良市又は当財団、他の公官庁（公社・公団含む）の発注した建築基準法第 12 条に基づく定期点検業務の実績があること。

（3）入札参加申請日において継続して 3 ヶ月以上の雇用関係のある者を点検実施者（建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士若しくは同条第 3 項に規定する二級建築士）として当該業務に配置出来ること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (8) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (9) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (10) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団でないこと。
- (11) 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。
- (12) 上記（7）及び（8）並びにそれらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等でないこと。
- (13) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。
- (14) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等でないこと。

5 入札参加申請

- (1) 入札に参加を希望する者は次に掲げる書類を、各 1 部提出してください。
 - ア 一般競争入札参加申請書（様式 1）
 - イ 業務実績調書（様式 2）及び令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間において、奈良市又は当財団、他の公官庁（公社・公団含む）の発注した建築基準法第 12 条に基づく定期点検業務の実績が確認できる書類（契約書、仕様書等の写し）
 - ウ 配置予定点検実施者通知書（様式 3）、経歴書、一級建築士又は二級建築士免状の写し、入札参加申請日において継続して 3 ヶ月以上の雇用関係にある配置予定点検実施者の確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）

※ただし、(1) のイについては、業務実績調書と実績を確認する書類の内容は一致させ

てください。なお、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間において、当財団と建築基準法第 12 条に基づく定期点検業務に係る契約を締結し、誠実に履行した者は提出の必要はありません。

(2) 提出期間

令和 8 年 8 月 27 日（木）～令和 8 年 9 月 10 日（木）

(3) 提出先および提出方法

〒630-8357 奈良市杉ヶ町 23 番地

公益財団法人 奈良市生涯学習財団 事務局（奈良市生涯学習センター内）

電話番号：0742-26-5600

提出は、郵送のみとします。※提出期間内必着で郵送すること。

(4) 入札参加者の決定通知

令和 8 年 9 月 15 日（火）までに入札参加申請者に郵送にて通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

6 入開札の日時及び場所

令和 8 年 9 月 25 日（金） 13 時 30 分

奈良市生涯学習センター（奈良市杉ヶ町 23 番地）

2 階 視聴覚室

7 入札方法

(1) 入札の方法は、入札書（様式 4）の持参入札とする。

(2) 代理入札の場合は、年間を通じて委任されている者以外の者は、入札執行前に必ず委任状（様式 5）を提出すること。提出のない場合は、入札できないこととする。

(3) 入札者でなければ、入札の執行場所に立ち入ることはできない。

(4) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

(5) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(6) 入札時間に遅れた者は入札に参加できない。

(7) 入札書に記名押印のない入札、入札金額を訂正した入札、入札書に物品名のない、または間違いのある入札、入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札、入札書の日付が開札日でない入札等は、無効とする。

(8) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回することができない。

(9) 入札者の不正行為、または不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、入札を執行することが不適当であると認めるときは、執行をとりやめる。
また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合がある。

(10) 入札者中、入札比較価格以内の最低価格の入札者をもって落札者とする。

(11) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の中止又は入札期日の延期をする

ことがある。

- (12) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (13) 再度入札は 1 回を限度として行う。なお、落札者のないときは、入札執行者の判断により処理することとする。
- (14) 落札となる額の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじで落札者を決定する。
- (15) 初度又は再度の入札者が 1 人であるときは、入札は成立しないものとする。

8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）において、発注者が当該契約の解除を求めたにもかかわらずそれに従わなかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について、本入札説明書の 8 の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき、又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、もしくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。この

場合は、契約者は損害賠償金を納付しなければならない。なお、本入札説明書の 8 の(1)、(3)、(4) 及び (5) 中の「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

11 提出書類

受注者は、本業務の着手前に次に掲げる書類を提出し、当財団の承認を受けるものとする。

(1) 業務着手届

(2) 業務責任者届（経歴書添付）

(3) 業務実施計画書（工程表含む。）

(4) 点検業務担当者名簿

12 検査

受注者は、本業務完了後、業務完了届並びに業務状況写真を提出し、業務責任者立会の上、当財団の検査を受けるものとする。

13 支払い方法

本業務にかかる費用については、業務が完了した後、完了届を提出し検査合格の後、正当な請求に基づき請求日から 30 日以内に支払うこととする。

14 注意事項

(1) 入札書は、再度入札になる場合があるので、2 枚用意すること。

(2) 落札者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(3) 契約者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはいけない。また、他の目的に使用してはいけない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(4) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合がある。

15 その他

(1) この業務の発注者及び請求書の提出先は次のとおりとする。

公益財団法人奈良市生涯学習財団

所在地 〒630-8357 奈良市杉ヶ町 23 番地

電話 0742-26-5600 F A X 0742-26-5602

(2) 入札説明書及び仕様に関する質問等については、以下のとおりとします。

ア 質問受付期間

令和 8 年 9 月 3 日（木）正午まで

イ 提出方法

次に示す連絡先に電子メールで行ってください。（様式自由）

電子メール：manabu@manabunara.jp

その際、会社名、担当者名、メールアドレスを明記しておくこと。

ウ 質問回答日時

令和 8 年 9 月 4 日（金）17 時までに奈良市生涯学習財団ホームページに掲載します。

(3) 入札説明会は開催しない。

(4) 入札を辞退される場合は、入札辞退届（様式 6）を入開札日までに FAX か郵送で送付してください。